

「慶良間諸島国立公園の海域公園地域内における 行為の許可基準の特例を定める件」の概要

1. 基準の特例制度の概要

自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 4 項及び第 21 条第 4 項並びに第 22 条第 4 項に基づき、国立公園における特別地域及び特別保護地区並びに海域公園地区においては、当該公園の風致又は景観を維持するため、一定の開発行為を規制し、環境省令で定める基準に適合しないものについては、許可してはならないとしている。その一方で、唯一無二の存在である自然の風致又は景観の保護のための規制内容は、地域によって様々であり、許可基準となる自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号。以下「規則」という。）第 11 条第 1 項から第 35 項までに掲げる基準を一律に適用することは、その自然的、社会経済的条件から判断して適当でない場合がある。このような場合において、国立公園にあっては環境大臣が認めて指定した特別地域、特別保護地区又は海域公園地区内の区域及び当該区域内において行われる行為については、環境大臣は、行為の許可基準の特例を定めることができるとしている（規則第 11 条第 36 項）。

2. 行為の許可基準の特例の一部改正の概要

慶良間諸島は、周辺浅海域の大部分がサンゴ礁に囲まれ、それらは美しい海域景観を形成するとともに、豊かな生物多様性を育んでいる。慶良間諸島国立公園において、「ケラマブルー」と称される周辺海域は、港湾付近や船舶航路上の海域も含めて、その多くが海域公園地区に指定され、原生的な景観の維持とその適正な利用が図られている。海域公園地区では、工作物の新改増築や土石の採取等の行為が制限されており、特に露天掘りによる土石の採取は全て禁止されている。

一方で、サンゴ礁と密接する陸域では、地元住民（島民）の生活があり、島民生活の安全性や利便性とサンゴ礁生態系を中心とした海域の自然環境保全との両立をきめ細やかに図ることが必要な地域である。その観点から、慶良間諸島国立公園海域公園地区内において、住民生活に必要な定期船の航路や停泊場所の確保という非常に公益性の高い場合に限り、海底の露天掘りによる土石の採取を許可することとし、島民生活と自然環境の保全の両立を図るものである。また、慶良間諸島国立公園への主なアクセスは海上ルートであり、定期船は公園利用者にとっても同公園を利用するにあたり必要不可欠なものである。

以上より、行為の許可基準を緩和する必要性・合理性が認められることから、自然公園法施行規則第 11 条第 36 項の規定に基づき、行為許可の基準の特例を定める。

3. 行為の許可基準の特例を定める区域の範囲

沖縄県島尻郡座間味村に位置する海域公園地区の一部（範囲は別添図面のとおり）

4. 基準の特例の内容

3. で示した区域の範囲内で行われる自然公園法施行規則第 11 条第 18 項に規定する行為については、同項第 5 号本文中「前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあっては、特別地域内において行われるものであつて、前項第 1 号イからハまでに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。」とあるのは「前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあっては、海域公園地区内において、地域住民の生活に必要な海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する航路の浚渫のために行われるものであつて、かつ、申請に係る場

所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。」と読み替える。